

令和 6 年度第 2 回労使間意見交換会
議事要旨

1 日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火）10：00 ～ 11:27（87 分）

2 会 場：統計部第 3・4 会議室（北別館 1 階：ドア No.112）

3 出席者：

農林水産省	川 本 登	大臣官房秘書課長
同	高 橋 一 郎	大臣官房予算課長
同	福 島 一	大臣官房地方課長
同	佐 藤 夏 人	大臣官房環境バイオマス政策課長
同	玉 置 賢	大臣官房統計部管理課長
同	尾 崎 道	消費・安全局総務課長
同	三 嶋 英 一	輸出・国際局総務課長
同	三 上 卓 矢	農産局総務課長
同	永 田 文 明	畜産局総務課調査官
同	山 里 直 志	農村振興局総務課長
同	今 野 聡	農林水産技術会議事務局研究調整課長
同	小 島 裕 章	林野庁林政課長
同	水 野 秀 信	水産庁漁政課長
同	浪 岡 耕 一	大臣官房秘書課人事調査官
同	藤 本 富士王	大臣官房秘書課人事企画官
全農林労働組合中央本部	関 真 寿	書記長
同	立 花 賢 司	組織教宣部長
同	西 山 幸 宏	調査交渉部長（非現業担当）
同	千 葉 信 弘	調査交渉部長（独法担当）

（藤本秘書課人事企画官）

ただいまから、令和 6 年度第 2 回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本日は、「令和 7 年度農林水産予算概算決定」と「令和 7 年度組織・定員」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

（藤本秘書課人事企画官）

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

配付資料は、第1部資料として「令和7年度農林水産予算の概要」を、第2部資料として「令和7年度組織・定員について」をそれぞれ使用する。

それでは、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、川本秘書課長、高橋予算課長、福島地方課長、玉置統計部管理課長、尾崎消費・安全局総務課長、三嶋輸出・国際局総務課長、三上農産局総務課長、永田畜産局総務課調査官、山里農村振興局総務課長、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長、小島林野庁林政課長、水野水産庁漁政課長、浪岡秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の藤本である。

職員団体側として、関書記長、立花組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

最初に、資料1「令和7年度農林水産予算の概要」について、高橋予算課長から説明する。

（高橋予算課長）

令和7年度農林水産関係予算について説明する。

お手元の冊子資料1の2頁の全体概要を御覧いただきたい。

令和7年度当初予算額は2兆2,706億円であり、農業関係予算の5つの柱立てに、林野・水産を合わせた7つの柱立てで整理している。

1番目の柱は「食料安全保障の強化」である。

過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換を図るため、水田での戦略作物の本作化、品目ごとの生産性向上や販売力強化、堆肥等の代替資源への転換推進、飼料生産に立脚した酪農・肉用牛支援、合理的な価格の形成、物流の効率化、食品アクセス確保に向けた体制構築、輸出産地の形成や戦略的な輸出体制の整備・強化、農業と食品産業の連携強化等に必要な予算を確保している。

2番目の柱は「農業の持続的な発展」である。

地域計画の実現に向けた共同利用施設の再編集約・合理化や担い手の農地引受力の向上、新規就農者の育成・確保、スマート農業技術の開発・実用化やサービス事業体の育成・活動の促進、農地の大区画化、水利施設の計画的な更新、飼養衛生管理の向上や分割管理の推進等に必要な予算を確保している。

3番目の柱は「農村の振興」である。

官民共創、農泊・農福連携、農村RMOの形成、鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進等に必要な予算を確保している。

4番目の柱は「みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化」である。

環境負荷低減や気候変動等に対応する新品種・技術の開発、環境保全型農業直接支払交付金による有機農業への移行期の重点的な支援、モデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大等に必要な予算を確保している。

5番目の柱は「多面的機能の発揮」である。

多面的機能支払交付金による地域資源の適切な保全管理に向けた共同活動や、中山間地域等直接支払交付金による中山間地域等での農業生産活動継続への支援等に必要な予算を確保している。

6番目の柱は「カーボンニュートラルの実現・花粉症解決に向けた森林・林業・木材産業総合対策」である。

グリーン成長総合対策としての森林の集積・集約化、生産基盤強化、JAS構造材やCLT等の建築物への木材利用の促進、森林整備や治山対策の推進等に必要な予算を確保している。

7番目の柱は「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」である。

漁獲対象魚種・漁法の拡大転換、養殖転換など海洋環境の変化に対応した新たな操業・生産体制への転換、藻場・干潟の保全、海業の全国展開等に必要な予算を確保している。

説明は以上である。

(関書記長)

本日の意見交換会は、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための大変重要な予算、組織・定員等の意見交換であると位置付けている。

厳しい社会・経済情勢のもと、例年に増して予算案確定に向けて大変な作業であったものと思われるが、まずは、冒頭、各原局担当者の皆さんをはじめ、関係各位のこの間の対応に敬意を表したい。

今ほど、農林水産予算概算決定の概要について説明があったところであるが、2025 年度予算は、改正基本法を踏まえ、農業の構造転換に向けた施策を初動の 5 年間で集中的に実行するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進するための重要施策の実施に必要な予算であるにもかかわらず、今年度当初予算より微増であり、食料安全保障の強化をはじめとする農林水産業を取り巻く課題に的確に対応するために十分な予算となっているのか、後ほど担当より伺わせていただく。

なお、2024 年度補正予算は、2023 年度補正予算 8,182 億円を上回る 8,678 億円が措置されたところであるが、今後、改正基本法を踏まえた新たな農林水産施策を展開するために必要な予算は、当初予算で確実に確保するように求めておく。

また、重要施策を一体となって担う所管独立行政法人においては、運営費交付金に毎年課せられる効率化係数と施設整備費補助金の削減が法人運営に重くのしかかっている。2025 年度は第 5 期中長期計画等期間の最終年度であるとともに、次期計画が策定されることから、この機を逃さず効率化係数の廃止・見直しに向け取り組むことが必要である。

最後に、農林水産行政を担う現場は、年々増加する業務量に対して定員削減の継続や欠員の不補充による人員不足が最大の課題となっている。このことから、予算執行にあたっては、農林水産行政の着実な推進はもとより、それを支える組合員の労働条件上の課題や業務運営上の問題に対し、当局としての責任ある対応を求める。

私からは以上を申し上げ、具体的内容について担当より伺う。

（西山調査交渉部長）

農林水産省の 2025 年度当初予算は、改正基本法を踏まえ、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動 5 年間で集中的に進める初年度にもかかわらず、2 兆 2,706 億円と今年度当初予算より微増にとどまっているが、当初予算は十分に確保できたのか。

また、超過勤務手当や旅費、庁費など業務遂行に必要な予算は十分に確保できたのか。

さらに、暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に係る人件費を含め、必要な人件費予算は確保できたのか。

（高橋予算課長）

令和 7 年度当初予算については、令和 6 年度補正予算と合わせて、農林水産業をめぐる諸課題にしっかりと対処できる予算を確保できたものと考えている。

また、超過勤務手当や旅費、庁費等の業務遂行に必要な予算、暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に係る人件費についても、各職場の実情に合わせて当初予算で

確保している。

（西山調査交渉部長）

2024 年度補正予算は、新基本計画推進集中対策など 8,678 億円が措置されているが、全額を年度内に執行するのか。次年度への繰越は可能なのか。

（高橋予算課長）

補正予算については早急に対応すべきものを計上しているため、年度内に執行できるよう引き続き努めていく。

なお、財政法においては、経費の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、「繰越明許費」として、あらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができるかとされている。

今回の補正予算についても、必要なものは「繰越明許費」として次年度への繰越が可能である。

（西山調査交渉部長）

食料安全保障の強化、国土強靱化、ＴＰＰ及び諫早湾干拓事業に係る経費については、予算編成過程で検討するとされていたが、今回の予算額にそれぞれどのように反映されているのか。

（高橋予算課長）

国土強靱化、ＴＰＰに係る経費については補正予算で、諫早湾干拓事業に係る経費については当初予算で、食料安全保障の強化に係る経費については補正予算と当初予算を合わせて必要な予算を確保している。

（西山調査交渉部長）

水田活用の直接支払交付金等については、食料安全保障の強化に向け事業を推進していくなか、本年度予算より 145 億円の減額となっているが、事業の実施に支障は生じないのか。

（三上農産局総務課長）

令和 7 年産の水活及びその関連予算については、令和 7 年産の米の生産量を令和 6 年産と同水準と見込む中、令和 7 年度当初予算で「水田活用の直接支払交付金」、「畑地化促進助成」及び「コメ新市場開拓等促進事業」を合わせて 2,870 億円を計上している。これに加えて令和 6 年度補正予算において、「畑地化促進事業」で 450 億円を、また、「畑作

物産地形成促進事業」で 160 億円を措置しているところであり、令和 7 年産の水田における作付転換に必要な額を確保している。

なお、水田活用の直接支払交付金の当初予算額については、畑地化による交付対象水田の減少や飼料用米の一般品種の交付単価の減少等を適切に反映させたものとなっている。

これらの予算を活用し、引き続き需要に応じた生産を進めるとともに、海外に依存する麦・大豆や需要拡大が期待される新市場開拓用米等の生産拡大を進めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

小麦・大豆の国産化の推進については、産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するとして補正予算を含めれば大幅に増額しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。また、2025年産麦に対する事業に補正予算は使用できるのか。

（三上農産局総務課長）

本事業は、令和 5 年度補正予算においても 130 億円を措置している。令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算においては、大豆供給円滑化推進事業の申請手続きが都道府県経由から農政局直接採択となる変更はあるものの、この点を除けば、従前と同様の事業となっている。このため、基本的に地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はないが、引き続き地方農政局等に対して必要な説明を行ってまいりたい。

また、令和 7 年産麦に対しても、各事業の要件を満たしていれば令和 6 年度補正予算での対応は可能である。

（西山調査交渉部長）

共同利用施設の整備支援について、改正基本法を踏まえた食料システムを構築するとして補正予算を含めれば大幅に増額しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（三上農産局総務課長）

強い農業づくり総合支援交付金については、新たに「食料システム構築支援タイプ」を新設し、国の直接採択事業と都道府県交付金による支援を行うこととしている。また、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図る「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」については、令和 6 年度補正予算において 400 億円を、令和 7 年度当初予算において 80 億円を措置しており、引き続き支援を行うこととしている。

地方農政局等の関わりとしては、国の直接採択事業として審査や割当内示等を、また、都道府県交付金として要望調査、成果目標の妥当性協議及び交付決定等必要な手続きを想定している。さらに地域拠点においては、事業の現場への周知を想定しているが、いずれ

も従前の「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」を引き継ぐ取組み支援となっている。このため、基本的に地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はないが、今後も説明会等を通じて、地方農政局等に対して必要な説明を行ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

肥料の国産化・安定供給について、肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するとして補正予算を含めれば大幅に増額しているが、地方農政局等及び地域拠点の関わりに変更はあるのか。

（三上農産局総務課長）

本事業は、令和5年度補正予算における「国内肥料資源利用拡大対策事業（56億円）」の後継事業となっており、地方農政局等及び地域拠点の関わりは、管内関係事業者への周知、事業実施計画書の審査、補助金の交付手続など基本的に令和5年度補正予算と同様と想定している。昨年の補正予算成立後、本省においてWeb事業説明会等を行い、公募を開始したところであるが、事務の効率化等により地方農政局等の負担軽減を図ってまいりたい。なお、令和7年度当初予算については、本省直轄の事業を想定している。

（西山調査交渉部長）

飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援について、輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するとして新たに措置されたが、地方農政局等及び地域拠点はどのように関わるのか。

（永田畜産局総務課調査官）

現在実施している環境負荷軽減型持続的生産支援事業（エコ畜事業）は令和6年度で終了し、輸入飼肥料に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、本事業を新たに措置したところである。

地方農政局等及び地域拠点の関わりについては、基本的に今年度実施しているエコ畜事業から大きな変更はない。具体的には、地方農政局等において、関係都道府県・団体等との連絡調整、交付事務等を実施することとなるが、併せて現場や関係各所への周知や助言等をお願いする予定である。

（西山調査交渉部長）

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進について、輸出証明書の発行業務が増加しているが、地方農政局等、地域拠点及び植物防疫所、動物検疫所

並びに漁業調整事務所が行う輸出証明書発行業務に必要な非常勤職員の雇用経費を含む庁費は確保できたのか。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

非常勤職員の雇用経費を含め、輸出証明書発行業務に必要な予算を確保したところである。

（千葉調査交渉部長）

スマート農業技術活用促進総合対策について、スマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開するとしているが、事業の推進に必要な予算は十分に確保できたのか。また、農研機構の要求どおりの予算は確保できたのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

スマート農業技術の開発・供給の推進については令和6年度補正予算のスマート農業技術開発・供給加速化対策で35.25億円を確保するとともに、令和7年度当初予算のスマート農業技術活用促進総合対策で10.23億円を計上し、普及のための環境整備については令和7年度当初予算で6.63億円を計上するなど、事業の推進に必要な予算を確保している。

また、農研機構が実施主体になる事業については、令和7年度当初予算で「重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）」及び「スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営」の一部、令和6年度補正予算で「スマート生産方式SOP作成研究」について、それぞれの事業の実施に必要な予算を確保している。このほか、生研支援センターにおいて資金配分業務を担うスマート農業技術の研究開発事業について業務の実施に必要な予算を確保している。

（千葉調査交渉部長）

スタートアップへの総合的支援について、当該事業の円滑な実施に必要な生物系特定産業技術研究支援センターの推進事務費等の予算は十分確保されているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

スタートアップへの総合的支援については、令和7年度当初予算で前年度同額の2.7億円、令和6年度補正予算で4.0億円を計上し、当該事業を円滑に執行できるよう推進事務費を計上している。

生研支援センターにおいては、これらの事業を含め多くの予算を扱う資金配分機関として重要な役割を担っていると認識しており、その役割が十分に果たせるよう、今後の業務

状況を踏まえた上で、次年度以降も必要な経費の確保に努めてまいりたい。

（千葉調査交渉部長）

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化について、補正予算を含め 32.98 億円が予算措置されたが、農研機構及び国際農研の内訳はどのようなになっているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化に係る予算の内訳については、農研機構 32.78 億円（うち補正予算 18.13 億円）、国際農研 0.2 億円（うち補正予算 0 円）となっている。なお、国際農研の施設整備費補助金については、総額 2.1 億円の国庫債務負担行為に係る工事の初年度分の予算となっている。

（西山調査交渉部長）

農業農村整備事業について、国営土地改良事業所等における超勤手当、旅費、庁費等の事務費は十分措置できたのか。また、職員の負担軽減策として示されている工事・監督事務の外注や非常勤職員等の雇用など、業務の簡素・合理化に必要な予算は確保できたのか。

さらに、補正予算として 2,036.60 億円が措置されているが、事務費及び工事・監督事務の外注や非常勤職員等の雇用などに必要な予算は十分確保されているのか。

（山里農村振興局総務課長）

国営土地改良事業の実施に必要な事務費については、業務遂行に必要な予算を確保できたものと考えている。

また、工事の発注・監督事務の外注や非常勤職員の雇用などについても、国営土地改良事業の推進のために必要な予算額を計上しているところであり、事業の実施に当たっては、引き続き効率的な執行に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策業務の見直し等が進められているが、業務遂行に必要な非常勤職員を雇用する予算は十分に確保できたのか。

また、経営所得安定対策等推進事業費について、本年度予算より 0.3 億円の減額となっているが、農業再生協議会の運営に支障は生じないのか。

（三上農産局総務課長）

経営所得安定対策の業務遂行に必要な非常勤職員の雇用等の予算は、庁費として対前年 5%増の 11.5 億円とし、近年の人件費上昇を踏まえ十分な額を確保している。

また、経営所得安定対策等推進事業費については、対前年度予算１％の減額となったところであるが、農業再生協議会等には令和６年度補正予算である畑地化促進事業（産地づくり体制構築等支援）等の活用を促すとともに、引き続き業務の見直し等を進め、事務・事業の運営に支障を来さないよう丁寧な対応に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

動物検疫所の検疫事業費について、電気代、資材が高騰するなか、動物検疫体制の充実強化に必要な庁費等は十分確保できたのか。また、鳥インフルエンザの感染が相次いでいるなか、必要な旅費・庁費等は十分確保できたのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

検疫事業費については、鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病の侵入防止対策費用を含む検査・検疫業務に必要な予算を計上したところである。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所の検疫事業費について、電気代、資材が高騰するなか、輸出入・国内防疫業務に必要な庁費等は十分確保できたのか。また、地方空港等の国際線の再開や栽培地検査等に必要な旅費等及び非常勤職員の雇用経費等は十分確保できたのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

令和７年度予算においては、植物検疫重要病害虫の水際侵入防止強化対策費及び輸出国において実施される検疫措置を監視するためのモニタリング事業費並びに、国際線対応旅客施設新設に伴う検疫体制整備に必要な予算を計上するとともに、地方空港等の国際線の再開や栽培地検査等に必要な経費、非常勤職員の雇用経費等についても引き続き必要な予算を計上しているところである。

電気代等が高騰する中においても、必要な予算を確保の上、的確な輸出入・国内防疫業務をしっかりと進めてまいりたい。

（千葉調査交渉部長）

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業について、革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発を国主導で推進するとしているが、事業推進に必要な予算は十分に確保できたのか。また、農研機構の要求どおりの予算は確保できたのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業について、「新品種開発研

究」、「環境負荷低減対策研究」、「気候変動適応研究」等として、必要な予算を計上しており、本事業の実施に必要な予算は十分に確保されたと考えている。

また、「新品種開発研究」の中で、「政策ニーズに対応した革新的新品種の開発」については、農研機構が中心となり、産学官連携によって食料安全保障に資する品種の開発を推進することから、農研機構に対し事業の推進に必要な経費を措置することとしている。

（千葉調査交渉部長）

林業・木材産業循環成長対策について、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定かつ持続可能な供給体制の構築を支援するとしているが、事業推進に必要な予算は十分確保できたのか。また、法人の要求どおりの予算は確保できたのか。

（小島林野庁林政課長）

林業・木材産業循環成長対策については、補正予算含め増額措置している森林整備事業も合わせて活用することにより、安定的かつ持続可能な供給体制の構築に必要な予算を確保できたと考えている。森林研究・整備機構が実施主体となることが想定される予算についても、必要額を確保している。

（千葉調査交渉部長）

水産資源調査・評価推進事業等について、漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造費は昨今の物価上昇を踏まえた予算となっているのか。

また、水研教育機構は、使用開始から 20 年以上となる調査船舶を多数保有しているため、メンテナンスや修繕にかかる経費が年々増加しているが、予算は十分に確保できたのか。さらに、水研教育機構の要求どおりの予算が確保できたのか。

（水野水産庁漁政課長）

漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造予算については、物価上昇を踏まえ必要な額を確保している。

また、調査船舶のメンテナンスや修繕にかかる経費についても、船舶の運行及び安全性に支障が生じないよう必要な予算の確保を行ったところである。今後とも、水研教育機構と協力しながら調査船舶の運用を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

燃料等の高騰が続いているが、漁業取締船（官船）の運航に十分な予算は確保できたのか。また、補正予算で措置された 21.82 億円はどのような用途で使用するのか。

（水野水産庁漁政課長）

取締官船の安全航行に係る経費（修繕費や物品役務費等）については、各官船からの要望を踏まえ、漁業取締りに支障が生じないよう必要な予算を確保したところである。

また、補正予算については、「白鷺」の代船建造経費及び各官船の船舶改装費に充てることとしている。

（西山調査交渉部長）

能登半島地震及び豪雨からの復旧・復興に係る事業費、事業の推進に必要な超勤予算、旅費及び庁費等の事務費は十分に確保できたのか。

（高橋予算課長）

能登半島地震及び豪雨からの復旧・復興に係る事業費については、これまで予備費や令和6年度補正予算において措置してきたところである。

引き続き、令和7年度当初においても、災害復旧工事等について切れ目なく対応するための予算を確保するとともに、超過勤務手当や旅費、庁費等の事務費についても、災害対応業務に支障が生じないよう必要な予算を確保している。

（千葉調査交渉部長）

独立行政法人の運営費交付金の2025年度予算概算決定額については、4法人で前年度より減額となっている。また、施設整備費補助金についても、森林研究・整備機構が前年に比べ減額となっているが、第5期中長期目標・計画等の事業推進に支障はないのか。

また、施設整備費補助金については、補正予算が措置されたが、年度内に執行しなければならぬのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

農林水産省所管の6独立行政法人の令和7年度における運営費交付金の概算決定額は980億円、施設整備費補助金については、21.1億円となっている。

これに加えて、令和6年度補正予算においても計97億円が措置されており、各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

補正予算の多くが令和7年度予算概算要求を行っていた項目から緊要性等が認められ措置されたものであり、早期執行を目指しつつ、必要に応じて令和7年度に繰越して執行していただくことを考えている。

（小島林野庁林政課長）

森林研究・整備機構の施設整備費補助金については、要求どおり令和7年度に必要な金

額を確保している。

（千葉調査交渉部長）

水産研究・教育機構の施設整備費補助金については、2年連続で認められていないが、施設整備に支障はないのか。

（水野水産庁漁政課長）

令和7年度当初予算において要求していた施設整備費補助金について、その緊要性が認められ、令和6年度補正予算にて前倒しで予算が措置されたところである。

（千葉調査交渉部長）

独立行政法人に交付される運営費交付金の業務経費を確保するための知財収入等の自己収入のうち、控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているとしていたが、拡充は図られたのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

独立行政法人に交付される運営費交付金の業務経費を確保するため、自己収入のうち控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについては、法人ごとの状況に応じて要求を行ってきたところである。

引き続きその必要性を訴え、適用除外となる経費の範囲の拡充に努めてまいりたい。

（千葉調査交渉部長）

各法人において、常勤職員と非常勤職員及び契約職員との均等・均衡待遇を行うための、4月に遡及した給与改定や一時金の年度内支給に必要な予算は確保できたのか。また、有給での看護介護休暇に必要な予算は確保されているのか。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

非常勤職員等の待遇改善に向けた予算については、法人から業務運営の計画や常勤職員との均衡を図る必要性等を聞き取り、内容を把握・精査した上で必要な予算要求を行ったところであり、各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

（関書記長）

最後に、効率化係数について、極めて重要な事項であるため、私より発言させていただく。

冒頭、毎年課せられている効率化係数が法人運営に重くのしかかっていると申し述べた

が、このことは主務省としても十分に承知しているものと思料する。2025 年度は次期中期計画等が策定される重要な年になることから、この機を逃さず効率化係数の廃止・見直しに向け取り組むことが必要であるが、主務省としてどのように対応していく考えなのか伺う。

（今野農林水産技術会議事務局研究調整課長）

独立行政法人に交付される運営費交付金は、独立行政法人通則法に基づき、効率的に使用するように努めることとされていることから、その主旨を踏まえつつ、次期中長期目標等の策定に向けた検討の中で、法人の運営上の課題を検討し、適切に対応してまいりたい。

（関書記長）

我々としても、効率化係数の廃止・見直しに向け全力で取り組むので、主務省としても、各法人からの要望を踏まえ最大限の対応を要請する。

（藤本秘書課人事企画官）

以上をもって、第 1 部を終了する。

当局側として第 1 部のみの対応となる高橋予算課長、玉置統計部管理課長、三嶋輸出・国際局総務課長、三上農産局総務課長、永田畜産局総務課調査官、今野農林水産技術会議事務局研究調整課長は退席する。

退 席：高橋予算課長、玉置統計部管理課長、三嶋輸出・国際局総務課長、
三上農産局総務課長、永田畜産局総務課調査官、今野農林水産技術会議
事務局研究調整課長

新規着席：佐藤環境バイオマス政策課長

（藤本秘書課人事企画官）

それでは、第 2 部を始める。まず、第 2 部のみの出席者を紹介する。当局側として佐藤環境バイオマス政策課長である。

続いて、「令和 7 年度組織・定員」について、私の方から説明させていただく。

令和 7 年度組織・定員については、食料・農業・農村基本法の改正を受け、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、林野・水産分野も含め、農林水産・食品分野全体で、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少等の社会課題等に的確に対応するため、所要の体制整備を図ることとしている。

組織については、名称はいずれも仮称であるが、食料の持続的な供給に必要な合理的な

コストを考慮した価格形成や農業と食品産業の連携強化等を推進するため、新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課に「食料システム連携基盤強化室」（仮称）を、オーガニックビレッジの創出等を通じた有機農業の面的拡大を推進するため、農産局農産政策部農業環境対策課に「有機農業推進調整官」（仮称）を、地域の所得と雇用機会の確保を実現するため、水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課に「海業推進室」（仮称）を設置することとしている。

定員増については、食料安全保障と持続可能な食料システムの確立に向けた体制の強化に 108 人、林業の成長産業化の実現と花粉発生源対策の推進に向けた体制の強化に 6 人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化に 9 人、能登半島地震からの復旧・復興等に向けた体制の強化に 54 人、その他、業務効率化に資するＤＸに係る体制整備等に 11 人の計 188 人が措置されたところである。

定員減については、令和 7 年度分の定員合理化数 293 人、府省間振替 29 人、業務改革による減 65 人、アタッシェ合理化減 1 人、時限到来に伴う減 9 人のほか、定年引上げの影響を緩和して新規採用者を確保するため令和 6 年度限りで措置された特例定員の時限到来に伴う減 210 人の合計 607 人となったところである。

（関書記長）

今ほど 2025 年度の組織・定員について説明があったが、改正基本法を踏まえた農林水産業をめぐる諸課題に的確に対応するためには、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

2025 年度新規増員について、令和 6 年度末定員の 1.5%を増員要求数の上限になるとともに、2025 年度からの新たな定員合理化計画のもとで、要求段階は純増となっていたところである。しかし、新規増員数、査定率ともに本年度を下回ったことは、新規増員に向け、我々としても当局要請のほか、全組合員による要請署名や政府等への要請行動に全力で取り組んできたことからすれば、大変不満な結果といわざるを得ない。また、内閣人事局が公表した令和 7 年度定員審査結果では、引き続き農林水産省だけが大幅な純減となっており、農林水産省に過度な負担を強いるこれまでの流れが変わっていない。これらの結果について、当局としてどのように受け止めているのか。今後どのように改善を求めているのか伺う。

今後、改正基本法による食料安全保障の強化など新たな農林水産施策を推進するためには、地方組織に偏重した定員削減を改め、確実な定員の確保と継続した若手職員等の配置が必要である。

（川本秘書課長）

令和 7 年度の定員要求に当たっては、厳しい査定環境の下、査定当局との間でギリギリ

の折衝を行った結果、188 人の増員を確保できたところである。

具体的には、持続可能な食料システムの確立、円滑な食品アクセスの確保、みどりの食料システムの確立、有機農業の拡大、スマート農業技術の推進等様々な政策課題への対応に加え、日本産農産物・食品の輸出促進、家畜伝染病や病害虫に対する水際検疫、能登半島地震からの復旧・復興、国土強靱化、森林の集積・集約化の促進、適切な資源管理等の諸課題に着実に対応するために必要な定員は確保できたものと考えている。

今後も、食料安全保障と持続可能な食料システムの確立を始めとした、各種主要政策課題の着実な実施に向け、更なる事務・事業の効率化を図りつつ、必要な定員の確保に向けて、引き続き最大限取り組んでまいりたい。

（関書記長）

それでは、今回の組織・定員要求の内容について、担当から何点か伺う。

（西山調査交渉部長）

2025 年度組織・定員の重点事項について、各重点事項内の項目毎に本省・地方組織への配置数を示すこと。

（藤本秘書課人事企画官）

配付資料の「1 食料安全保障と持続可能な食料システムの確立に向けた体制の強化」のうち、

- ①の持続可能な食料システムの確立関連については、本省に食料システム連携基盤強化室（仮称）を設置するほか 3 人、地方に 18 人、
- ②の食品アクセスの確保関連については、本省に 2 人、
- ③のみどりの食料システムの確立及び有機農業の面的拡大の推進関連については、本省に有機農業推進調整官（仮称）を設置するほか 4 人、地方に 16 人、
- ④のスマート農業技術の推進関連については、本省に 4 人、地方に 8 人、
- ⑤の地域の実情に合わせた新たな食料・農業・農村基本計画の推進関連については、振替により地方に 36 人、

その他、「1 食料安全保障と持続可能な食料システムの確立に向けた体制の強化」関連で、本省に 19 人、地方に 34 人となっている。

次に、配付資料の「2 林業の成長産業化の実現と花粉発生源対策の推進に向けた体制の強化」については、本庁に 1 人、地方に 5 人となっている。

次に、配付資料の「３ 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」については、本庁に海業推進室（仮称）を設置するほか 9 人となっている。

次に、配付資料の「４ 能登半島地震からの復旧・復興等に向けた体制の強化」については、林野庁本庁に 1 人、水産庁本庁に 12 人、地方に 41 人となっている。

（西山調査交渉部長）

省内の食品アクセスに関する施策の一体的な運用を図るなど、省全体の司令塔となる食品アクセス対策室（仮称）の設置が認められなかったが、施策の推進に向けどのように対応していくのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

本省においては、先般改正された食料・農業・農村基本法の趣旨などを踏まえ、円滑な食品アクセスの確保に向けた施策のより一層の推進を図るため、フードバンク等の活動支援も含め、消費・安全局消費者行政・食育課において、一体的に進めるための定員が措置されたところである。引き続き、地域の体制づくりへの支援とフードバンク等の活動支援など、関係省庁、関係部局、さらには、昨年 10 月から地方農政局等に措置された「食品アクセス推進専門官」等とも連携しながら、地域の体制づくりへの支援とフードバンク等の活動支援など、地域の実情に応じた施策を進めていく。

（西山調査交渉部長）

第 1 回労使間意見交換会で示されていた機構要求以外のその他組織に関する要求について、要求どおり認められたのか。

（藤本秘書課人事企画官）

機構要求のうち、緊急時における災害復旧支援の促進のための体制、平時における頻発化・激甚化する自然災害等への支援強化のための体制整備として、農村振興局整備部防災課に緊急災害対策調整官（仮称）を設置するとしていた要求については、同業務を同局総務課に設置されている福島復旧復興対策調整官が併せて担うこととし、名称も福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官（仮称）に変更することとした。

その他の組織に関する要求については、いずれも要求どおり認められている。

（西山調査交渉部長）

地方出先機関の新規増員について、279 人の要求に対し 125 人しか認められていないが、改正基本法を踏まえた各種施策に本省と地方出先機関が一体となつて的確に対応できる新規増員数となっているのか。

特に、クロスコンプライアンスの実施や先進的な環境負荷低減の取組を後押しする仕組みづくりのための体制整備としていた地域拠点の新規増員が認められなかったが、施策の推進に向けどのように対応するのか。

（藤本秘書課人事企画官）

令和 7 年度においては、食料・農業・農村基本法の改正を受け、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、林野・水産分野も含めた各種施策に本省と地方出先機関が一体となつて的確に対応できるよう、地方出先機関全体で 125 人の増員を確保したところであり、必要な定員は確保できたものと考えている。

（佐藤環境バイオマス政策課長）

環境負荷低減のクロスコンプライアンスについては、令和 7 年度は申請、報告、確認について試行実施をすることとしており、地方農政局等本局本所には、クロスコンプライアンス担当の課長補佐が 1 名配置されるようになったところである。

確認に当たっては、本局・本所からオンラインで確認するなど、現実的な手法で可能な限り対応することとし、令和 9 年度の本格実施に向け、引き続きクロスコンプライアンスを円滑に進めるための体制の検討をしてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

新規増員 188 人の本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局等・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳はどのようなになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

新規増員 188 人の内訳は、本省庁 63 人、植物防疫所 6 人、動物検疫所 7 人、動物医薬品検査所 1 人、地方農政局本局 60 人、事業所 23 人、北海道農政事務所 7 人、森林管理局 21 人となっている。

（西山調査交渉部長）

通常分以外の別枠の新規増員はどのようなになっているのか。

また、時限増員の内訳と時限年次はどのようなになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

新規増員 188 人のうち、別枠の時限増員は 32 人であり、その内訳は、令和 8 年度末までの時限が大臣官房 2 人、事業所 2 人、令和 9 年度末までの時限が地方農政局本局 3 人、事業所 5 人、令和 11 年度末までの時限が消費・安全局 1 人、輸出・国際局 1 人、畜産局 1 人、林野庁本庁 1 人、水産庁本庁 12 人、令和 15 年度末までの時限が森林管理局 4 人となっている。なお、別枠で要求した時限要求のうち水産庁本庁の 1 人については恒常定員で措置されている。

また、同じく別枠の業務効率化に資する D X に係る増員は 2 人となっている。

（西山調査交渉部長）

ワークライフバランスの推進及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員と配置の考え方は、どのようになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

ワークライフバランスの推進のための定員の内訳は、地方農政局本局 7 人、北海道農政事務所 1 人、森林管理局 5 人となっている。

この定員は、産前・産後休暇等を取得する職員の代替要員を確保する場合や、育児短時間・育児時間を取得する職員の代替要員を常勤職員により確保することが必要な場合、産前・産後休暇、育児休業からの復帰後の人的支援が必要な場合において必要な人員を配置する際に活用するなど、働き方改革を推進する観点から措置されたところである。

また、超過勤務の縮減のための定員は、本省に 3 人措置されることになっている。

この定員は、法律改正や制度改正などの超過勤務が多くなる傾向にある業務に対して、人員を配置することで 1 人当たりの業務負担を軽減し、超過勤務を縮減させる観点から措置されたところである。

（西山調査交渉部長）

定員合理化により 293 人を減員するとしているが、本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局等・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳及び削減の割当ての考え方はどのようになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

定員合理化による減員 293 人の内訳については、本省庁 44 人、植物防疫所 4 人、動物検疫所 3 人、地方農政局本局 142 人、県域拠点 49 人、北海道農政事務所本所 5 人、地域拠点 4 人、事業所 15 人、森林技術総合研修所 1 人、森林管理局 26 人であり、それぞれの配分に当たっては、業務の状況や欠員状況を考慮して対応したところである。

（西山調査交渉部長）

その他減 104 人の内、時限到来減 9 人を除く府省間再配置 29 人、業務改革による減 65 人、アタッシェ合理化減 1 人の理由と内訳を示すこと。

（藤本秘書課人事企画官）

府省間再配置による減員は、厳しい査定環境の下、査定当局から、当省と親和性のある業務を行っている他府省に定員を振り替えるよう強く求められたことによるものであり、その内訳は、内閣府 3 人、公益認定等委員会事務局 2 人、消費者庁 3 人、デジタル庁 3 人、総務省 9 人、法務省 2 人、外務省 3 人、文部科学省 2 人、環境省 2 人となっている。

業務改革による減員は、現行組織における業務内容や職員の年齢構成等を踏まえ業務改革に一層取り組む観点から、当省において独自に実施したものであり、その内訳は、大臣官房 1 人、消費・安全局 1 人、農産局 2 人、畜産局 1 人、農村振興局 1 人、農林水産技術会議事務局 3 人、水産庁本庁 4 人、植物防疫所 2 人、動物検疫所 4 人、地方農政局本局 28 人、県域拠点 12 人、事業所 4 人、森林管理局 2 人となっている。

アタッシェ合理化による減員は、外務省の在外公館における各府省庁のアタッシェ定員数に応じて、外務省から各府省庁へ合理化数割当が行われ、割当数の定員を外務省に振り替えるものであり、大臣官房 1 人となっている。

（西山調査交渉部長）

時限到来減について、その理由と 9 人の内訳を示すこと。

また、令和 6 年度末において時限を迎えるポストについては、期限の延長を含めどのようなになっているのか。

（藤本秘書課人事企画官）

令和 6 年度末で期限到来となる定員は、デジタル政策推進体制の整備関連、森林所有者情報の整備・運用等関連、大規模災害時の初動対応の迅速化関連で 10 人であった中で、査定当局との間で折衝を行った結果、森林所有者情報の整備・運用等関連、大規模災害時の初動対応の迅速化関連の計 9 人が時限到来減となった一方で、デジタル政策推進体制の整備関連 1 人については、令和 9 年度末までの延長が認められたところである。

（西山調査交渉部長）

定年引上げの対象となる 60 歳超の職員について、意思確認に基づく勤務地への配置となるのか。

(川本秘書課長)

昨年 11 月に職員の意向確認のために実施した希望調書等を踏まえ、全体の人事企画の中で、配置等について引き続き検討しているところである。

(西山調査交渉部長)

定年引上げに伴う級別定数は確保されているのか。中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる定数が確保できたのか。

(川本秘書課長)

定年引き上げに伴う級別定数改定については、中堅・若手職員の昇格ペースを維持するために必要な級別定数が認められたところである。

(西山調査交渉部長)

定員の確定を踏まえ、再任用希望者への条件提示となるが、今年度のフルタイム職員全員が希望どおりの再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

また、短時間での再任用について、希望勤務地での再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

(川本秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に活かせるよう、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案し、検討を進めているところである。また、短時間勤務再任用の令和 7 年度定数については、必要数の 1,984 を確保したところであり、各部局の業務状況や職員の配置状況を踏まえつつ、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

定年前再任用短時間勤務に必要な定数は確保できたのか。

(川本秘書課長)

令和 7 年度における定年前再任用短時間勤務の定数については、昨年 6 月に実施した意思確認の結果を踏まえ、必要数 236 を確保したところである。

（西山調査交渉部長）

新規採用者について、約 669 人を予定しているが、配置の考え方及び内訳はどのようなになっているのか。部局・機関別の採用予定数を示すこと。

また、社会人採用者について、約 285 人を予定しているが、内訳はどのようなになっているのか。

（川本秘書課長）

令和 7 年度新規採用予定者数は、本省庁 243 人、検査指導機関 70 人、地方農政局及び北海道農政事務所 202 人、森林管理局 140 人、海事職 14 人の合計 669 人程度の採用を予定している。

また、経験者採用予定者については、本省庁 82 人、検査指導機関 15 人、地方農政局及び北海道農政事務所 156 人、森林管理局 30 人、漁業調整事務所 2 人の合計 285 人程度の採用を予定しており、農林水産省全体で新規採用者及び経験者採用者を適切に配置してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

地方環境事務所など環境省へ派遣されている人数は、来年度も変わらないのか。

（川本秘書課長）

環境省福島地方環境事務所への職員派遣については、再任用者を含め、現時点で 39 名と多数の職員を派遣しているところであるが、福島県の復旧・復興を進めるべく、今後も最大限努力していく考えである。

（西山調査交渉部長）

地方農政局等の 2025 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（川本秘書課長）

人事異動については、本人の意向を確認しつつ、業務への適性、職務経験等を踏まえ、これまでも適材適所の配置となるよう実施しているところであり、今後も引き続き適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国営土地改良事業所等における新規増員について、29 人の要求に対し 23 人となっている。また、欠員が一向に解消がされず人員不足が最大の課題となっているなかで、どのような業務体制や対策を考えているのか。事業の遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条

件を確保するための具体策を示すこと。

（山里農村振興局総務課長）

令和7年度においては、農業水利施設の補修・更新に併せた施設の適正化の推進や、農業の生産性向上等の課題に対応するため、事業所等に5人の新規増員が認められたところである。

また、緊急時における災害復旧支援の促進や平時における頻発化・激甚化する自然災害等への支援強化の体制整備のため11人、能登半島地域の災害復旧事業等への体制整備のため7人の新規増員となったところである。

引き続き、必要な定員を確保するとともに、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないように、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めるとともに、入札・契約手続の効率化や、現場技術業務として工事の発注・監督事務の外注化を行うなど、事業の執行に支障を生じさせないように努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

来年度に設置される1事業所及び1支所について、設置時期と人員配置はどのように考えているのか。

（山里農村振興局総務課長）

令和7年度に新設する事業所については、本年4月1日に設置することとしており、人員体制については、これまで同様に基本となる9ポストとし、全てのポストに人員を配置することとしている。

また、支所についても本年4月1日に設置し、3ポストに人員を配置することとしている。

（西山調査交渉部長）

廃止される2事業所及び2支所の廃止時期は、2025年3月31日との理解でよいのか。

なお、先に要請した閉鎖事業所の課題について、速やかに改善を図るよう求める。

（山里農村振興局総務課長）

廃止となる2事業所及び2支所については、本年3月31日に廃止することとしている。

なお、閉鎖を迎える事業所等において円滑に業務が遂行されるよう、引き続き地方農政局本局とも連携して対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

閉鎖予定の事業所等の人員配置について、事業の進捗状況や事業完了に伴う業務を見込んだ配置を行うことが必要であるが、人員不足が解消できないなかでどのような対策を講じるのか。

（山里農村振興局総務課長）

閉鎖予定の事業所等については、閉鎖までのスケジュールを明確にするとともに、所内会議等において業務の進捗状況を確認し、認識の共有を図ることとしている。

また、新たな課題が発生した場合には、地方農政局本局担当課等と連携するなど、円滑な業務運営を進めているところである。

（西山調査交渉部長）

土地改良技術事務所の防災・災害対策技術課（仮称）の設置及び建設技術課と保全技術課を統合し建設・保全技術課（仮称）の設置について、体制や具体的な業務はどのようなになっているのか。

（山里農村振興局総務課長）

防災・災害対策技術課については、応急対策に必要な資機材の整備、MAFF-SAT 対象職員等に対する研修や訓練の実施、二次災害発生防止のための緊急措置等に係る業務を行うため、専門官も含め 26 ポストを確保したところである。

また、建設・保全技術課については、土地改良事業の実施及び土地改良事業によって造成された施設の保全に関する技術基準の作成及び指導に関する業務を行うため、63 ポストを確保したところである。

（西山調査交渉部長）

能登半島地震からの復旧・復興等に向けた体制の強化として 26 人が認められているが、定員は十分に確保できたのか。

また、人員の配置の考え方及び官署はどのようなになるのか。

（山里農村振興局総務課長）

本格化する能登半島地域の災害復旧事業等を専任で指導するとともに、特定災害復旧事業の本格化に伴い増大する調査・設計や工事の発注・監督、被災自治体等の関係機関との協議調整を迅速かつ着実に実施するための人員を 10 ポスト確保したところである。

なお、人員配置については、災害復旧事業等の指導への対応として北陸農政局に 3 ポス

ト、特定災害復旧事業への対応として北陸農政局土地改良技術事務所に7ポストへ配置することを予定している。

（小島林野庁林政課長）

能登半島地震により発生した民有林における多数の山腹崩壊等を、国直轄で早期に復旧するための体制強化として、近畿中国森林管理局で4人が認められたところである。なお、人員配置については、令和6年4月に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を開設し、専属の職員を配置して業務に従事させているところである。

（水野水産庁漁政課長）

石川県を中心に数多くの漁港が被災し、漁業活動に支障を来している状況が続いていることから、早期の施設復旧に向け、

- ・石川県・珠洲市からの要請を受けて行っている狼煙（のろし）漁港・鵜飼（うかい）漁港海岸において直轄代行による復旧工事の実施に係る体制

- ・漁港管理者等によって実施される災害復旧事業に関する災害査定等を行う体制

をそれぞれ強化するため、必要となる定員として本庁に12名が措置されたところである。

人員配置については、応援体制の充実等を行ってきているところであるが、引き続き復旧・復興に係る業務量等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。また、官署に関しては、これまでも直轄工事の実施実績のある本庁において直轄代行による復旧工事を行うこととしている。

（西山調査交渉部長）

全国で頻発・激甚化する自然災害からの復旧対応のため、引き続き市町村等への技術支援派遣が行われているが、当該派遣業務に必要な定員は確保できているのか。

（山里農村振興局総務課長）

全国で頻発・激甚化する自然災害に対応し、被災した農地・農業用施設等の復旧迅速化のため、被災自治体における迅速な被害把握、応急対策等に係る支援及び災害復旧事業等の技術的な指導等を行うための体制整備を進めてきており、令和7年度組織・定員要求においても、本体制整備の強化のため、27ポストを確保したところである。

（小島林野庁林政課長）

多発する山地災害等への対応として、国有林において災害時の民有林支援等を機動的に行うための体制強化として、本庁と局署で11人が認められたところである。

（水野水産庁漁政課長）

これまでも自然災害により被災した市町村等に対しては、災害復旧担当職員による支援を行ってきたところである。この度の定員要求により、本庁に 12 名の定員が措置され、能登半島地震に対する災害復旧体制の強化が図られたところであり、これらの人員を活用しつつ被災市町村等に対する支援を行ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国営土地改良事業所等の 2025 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（山里農村振興局総務課長）

人事異動にあたっては、事業所の業務運営状況を踏まえつつ、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応しているところである。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所における新規増員は 6 人が認められたが、外国人旅行者の急増、外国来郵便物の検疫強化や植物防疫法の改正に伴う業務量の増加に対して、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が引き続きの課題となっている。そのような状況の下で、どのような業務体制や対策を考えているのか。植物防疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減となる 6 人の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようになるのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、違法な輸入事例に的確に対応するため成田支所に 1 人、病害虫リスク分析の加速化のためリスク分析部に 1 人、空港施設の整備拡充のため横浜本所に 2 人、的確な郵便物検査実施のため関西空港支所に 1 人、重要病害虫の侵入及びまん延防止のため門司本所に 1 人の新規増員が認められたところであり、これらの官署への配置を予定している。

また、人員が限られている中で、その配置については、各所の業務執行体制、業務量等を勘案して対応しているところである。今後の人員配置についても、業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応するとともに、極めて厳しい採用事情の中、既卒者の採用や経験者採用を実施するなど最大限の努力を図りつつ、引き続き各所の業務量を勘案しながら人員を調整し、応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割当てを行ったところである。

（西山調査交渉部長）

動物検疫所における新規増員は7人が認められたが、外国人旅行者の急増、外国来郵便物に対する検疫強化に伴う業務量の増加、また昨年秋から多発している高病原性鳥インフルエンザへの対応等、定員枠があっても実員が配置されず人員不足が最大の課題となっている。そのような状況の下で、どのような業務体制や対策を考えているのか。動物検疫所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、削減となる7人の割当ての考え方及び官署、新規増員の配置の考え方及び官署はどのようになるのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

動物検疫所においては、訪日外国人旅行客増に対応した体制強化のため神戸支所に1人、門司支所に6人が認められたところである。

また、実員の配置に支障が生じないよう、新規採用者の確保に努め、既卒者も採用しているほか、育児休業職員代替の任期付き職員を採用しているところである。今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行う考えである。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割当てを行ったところである。

（西山調査交渉部長）

動物検疫所門司支所熊本空港出張所の新設について、設置時期、管轄区域、体制はどのように考えているのか。

（尾崎消費・安全局総務課長）

門司支所熊本空港出張所については、令和7年10月に出張所長以下3名の検疫員の体制で設置する予定である。管轄区域については、他の出張所の業務量等を考慮して定めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所及び動物検疫所の空港業務について、外国人旅行者の急増に伴い、口頭質問や手荷物の確認・検疫など相当量の業務増大が報告されているが、今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（尾崎消費・安全局総務課長）

植物防疫所においては、令和７年度には空港での水際検疫体制強化のため４人の新規増員が認められたところである。

動物検疫所においては、令和７年度に門司支所熊本空港出張所の設置が認められたところである。定員の増員に限らず、実員の配置に支障が生じないように、新規採用者の確保に努めるとともに既卒者にあってはすでに本年度採用しているところである。

今後とも、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で適切に対応するとともに、業務の効率化により職員の業務負担軽減に努めつつ、極めて厳しい採用事情の中にあって、既卒者を採用するなど、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行う考えである。

（西山調査交渉部長）

植物防疫所及び動物検疫所の 2025 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（尾崎消費・安全局総務課長）

人事異動については、本人の意向も参考にしつつ、業務への適性、職務経験、人材育成の観点等を踏まえ、適材適所の考え方に従って実施しているところであり、引き続き適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業調整事務所は、この間、悪質・巧妙化する外国漁船に対する確に漁業取締業務を実施するため、用船における漁業監督指導官の３人乗船体制を目指し要求してきたところであるが、漁業取締り時の安全が確保できる人員配置となるのか。今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。漁業調整事務所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

（水野水産庁漁政課長）

我が国漁船の操業の安全を確保するため、複数名の乗船体制の確立を目指し、業務遂行に支障が生じないように必要な定員や人員の確保に努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないように計画的な業務運営に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

船舶予備員について、不測の事態に乗組員が安心して下船することができる十分な船舶予備員は確保できたのか。

（水野水産庁漁政課長）

船舶予備員については、病気等により欠員が生じた場合の交代要員として位置付けられ、その充実は必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ人員を確保してきたところである。

病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣する等、可能な限りの対応を行ってきており、今後においても、水産庁官船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業調整事務所及び船舶の 2025 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

（水野水産庁漁政課長）

人事異動にあたっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、意向調書を基に、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧把握し、適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

級別定数改定について、どのような査定結果となったのか。

特に、地方出先機関の処遇改善が実現できる定数が確保できたのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定が実現するよう、引き続き最大限の対応を要請する。

（川本秘書課長）

地方出先機関を含め、全体としては必要な級別定数が認められたところであるが、更なる処遇改善のため、引き続き級別定数の確保に努めてまいりたい。

昇格基準の緩和については、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

現在、4 月期の人事異動に向け作業中のことと思料するが、人事異動にあたっては、必要に応じて面談を行うなど丁寧な対応を行うとともに、組合員の理解と納得のもとに行うこと。

また、転居を伴う人事異動にあたっては、引越業者の確保などに向けた赴任期間の弾力的運用はもとより、赴任期間の運用では解決できない課題もあることから農林水産省として、内示の早期化や人事異動、引越の分散化に取り組むよう重ねて要請する。

（川本秘書課長）

人事異動に当たっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、希望調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

なお、4月期の人事異動は対象者が多い状況になるが、転居を伴う異動の場合には、赴任期間を有効に活用することや、赴任期間内での引越しが困難な場合やその他やむを得ない場合には、赴任期間延長の申出ができることとしている。

（関書記長）

引き続き厳しい定員事情のもとで、新たな農林水産行政を巡る諸課題に的確に対応しなければならないが、今後も我々労働組合との十分な議論の上、対応するよう求めておく。

また、2025年度の業務運営にあたっては、4月以降の円滑な業務執行体制の確立が重要となるので、我々も今回の予算概算、組織・定員決定を踏まえた課題把握をするため、意見集約に取り組むこととするので、各職域の課題を改善する観点から、3月中旬に業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会の開催を要請する。

（川本秘書課長）

本日は、「令和7年度農林水産予算概算決定」と「令和7年度組織・定員」について意見交換し、それぞれに貴重な意見をいただいたところである。

改正基本法及び新たな食料・農業・農村基本計画の策定等を念頭に、食料安全保障の強化を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応する必要がある、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えている。

このため、御要請を踏まえ、業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会を3月中旬に行うことを検討したい。

（藤本秘書課人事企画官）

以上をもって、令和6年度第2回労使間意見交換会を終了する。

－ 以 上 －